

宮津市監査公表第 92 号

令和 2 年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 15 項の規定により、宮津市長から通知があったので、当該通知に係る事項を公表する。

令和 3 年 5 月 19 日

宮津市監査委員 中 村 明 昌

宮津市監査委員 星 野 和 彦

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>(1) 契約、文書事務について</p> <p>① 文書事務について</p> <p>文書事務については、これまで庶務担当係長会議が開催され、その都度原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底が図られてきたところである。</p> <p>しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、周知された記載どおりとなっていないものや根拠法令が理解されていないと思われる記載が見受けられるとともに、誤字、脱字等の単純なミスも見受けられた。</p> <p>原議書等への押印については、これまで繰り返し厳しく指導してきたことから、不鮮明な押印の数はかなり少なくなり、改善の兆し見受けられた。</p> <p>文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、決裁過程で誤りが是正されるよう内部牽制を強化し、引き続き適正な事務処理が行われることを強く望むものである。</p> <p>② ペーパーレス化について</p> <p>グループウェアの活用によりペーパーレス化の取り組みが以前から進められているが、不要な文書の作成や添付、また片面印刷などが見受けられるので、文書の精査と両面印刷等の取り組みにより、ペーパーレス化を更に推進されることを要望する。</p> <p>③ 契約状況について</p> <p>契約件数は前年度と比較して、業務委託は30件増加、工事・修繕は78件減少している。業務委託に係る契約方法は、指名競争入札が22件（5.6%）、随意契約が372件（94.4%）となって</p>	<p>○ 文書事務に係る不適切な事務処理事例については、再三の指摘を受ける中で、庁内周知とその徹底を行ってきているものの、いまだ不適切な事務処理もあるため、引き続き、その根絶に向けて改めて指導するとともに、内部牽制機能が働くよう回議の際の審査を一層、意識して行うよう徹底します。</p> <p>○ 電子決裁の一部導入等ペーパーレス化に向け、行政文書の更なる電子化を図るとともに印刷すべき文書を厳選するよう周知を図ります。</p> <p>○ 随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしており、法令の趣旨を徹底するよう改めて指導を行います。</p>

おり、大部分が随意契約で執行されている。工事・修繕については、指名競争入札が 29 件 (39.2%)、随意契約が 45 件 (60.8%) となっており、前年度と比較すると指名競争入札の比率が 1.7 ポイント高くなったものの依然として随意契約の割合が高くなっている。

また、随意契約のうち、業務委託の 302 件 (81.2%)、工事・修繕の 34 件 (75.6%) が 1 者見積りで行われている。

業務委託において、予定価格が範囲内、競争入札に付し入札者がいない等の理由による 1 者随意契約見積りによる契約件数が増えており、中でも予定価格が範囲内の 1 者随意契約が対前年度比 40 件 (41.2%) 増と目立って増えている。随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法である。その中でも 1 者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分認識した上で運用されるよう要望する。

④ 契約書について

業務委託契約書において、契約書第 5 条第 1 項の業務完了報告書に添付する書類が同じ「業務完了報告書」と誤った記載となっているケースが見受けられた。

契約事務については、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされているところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

- 基準契約書の文言整理、チェックリスト、記載例等整理を行った上で、庶務担当係長会議等を通じ適正な契約事務処理の徹底を図ります。

(2) 補助金について

監査対象とした補助金・交付金は105件で、前年度から8件減少している。監査を行った交付事務については、おおむね適正に行われていると認められ、各種団体の自主的な社会活動の実現に役立つものとなっている。

そうした中、通年の運営支援補助金であるにもかかわらず、交付申請が年度当初に提出されていないケースが見受けられた。申請者から早期に交付申請書が提出されるよう適切な指導を求めるものである。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

(3) 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や文書催告等により収納率向上に努められているところである。

しかしながら、職員体制や日常業務の優先性などから収納業務への適正な対応が困難となっている状況も見受けられた。

そうした中ではあるが、負担の公平性と財政健全化の推進の観点から、督促状等文書での催告だけでなく、電話や個別訪問など双方向でのやり取りや顔の見える関係での収納対策に積極的かつ粘り強く取り組まれるとともに、先進地の事例等も調査研究しながら、専門的知識を有した収納に特化した新たな組織体制の確立を検討するなど徴収強化に向けた対策を強く望むものである。

○ 補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精査した上で、適切な事務処理に努めます。

○ 市の有する債権の適正な管理及び効率的・効果的な滞納整理の推進を図るとともに、宮津市第2期行財政運営指針に定める「賦課徴収対策の強化」を強力に推し進めるため、滞納対策の取組を一元的に検証・検討・実行するための組織として「滞納対策本部」を設置し、徴収体制の強化を図ります。